東京都市計画高度利用地区の変更(港区決定) 都市計画高度利用地区を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

種 類 (地区名・区分)	面積	建築物の容積率 の最高限度	建築物の容積率 の最低限度	建築物の建ペい率 の最高限度	建築物の建築面積 の最低限度	壁面の位置 の制限	備考
	約 0. 7ha	90 10 (注1)	$\frac{20}{10}$	6 10 (注 2)	200 m²	4m	浜松町二丁目地区 第一種市街地 再開発事業施行区域
高度利用地区(浜松町二丁目地区)	(1) (2) (3) 数 (3) と建敷アイ建道限建住値アイウ地東で建が、 (4) 15)と、 (5) といった。 (4) に戻め築地 ・	。)の合計が敷地面 物の用途に供する 減じる。 10分の10未満の 10分の20以上1 10分の20以上の 部及び建築物上の保 におけると る建築物にあっては 基準法第52条第1	による限度 に満の建築物にあって 10分の 10分の 10分の 2で地の規模による限 で地置の制限を1未満 での床面積の合計の 場合 0分の20未満の場 と回復に関する。 と回復に関する条例 はと回復に関する。 4項第1号の部で	020 015 R度 3位置に設ける広場等 高位置に設ける広場等 である建築物にあっ 数地面積に対する割合 10分の1 10分の1 10分の5 列及び同施行規則に対 が減じる。 を受けた建築物は、	等の空地面積(地区 ては、10分の5を 合が10分の30未 5 0 規定する緑化基準に その許可範囲内にお	滅じる。 満である建築特 基づき算出した いて、容積率の	部市計画に定める広場 物にあっては、下記の を緑化率が、35%未 の最高限度を超えるこ

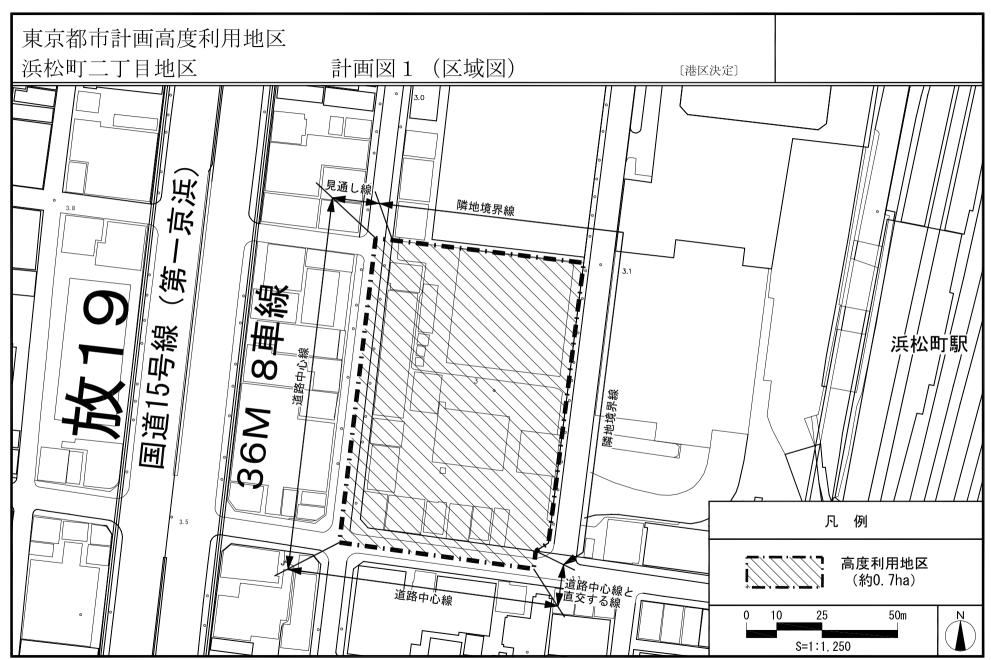
港区内のその他の既決定地区	面積	位 置		
高度利用地区	約 ha			
(赤坂・六本木地区)	8.8	港区赤坂一丁目、六本木一丁目地内		
(田町駅西口地区)	0.9	港区芝五丁目地内		
(六本木六丁目地区)	11.0	港区六本木六丁目地内		
(三田小山町地区)	2.0	港区三田一丁目地内		
(赤坂四丁目薬研坂地区)	2. 1	港区赤坂四丁目地内		
(六本木三丁目地区)	0.9	港区六本木三丁目地内		
(浜松町一丁目地区)	0.7	港区浜松町一丁目地内		
(三田小山町西地区)	2.5	港区三田一丁目地内		
合 計	約 ha 29. 6 (28. 9)			

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

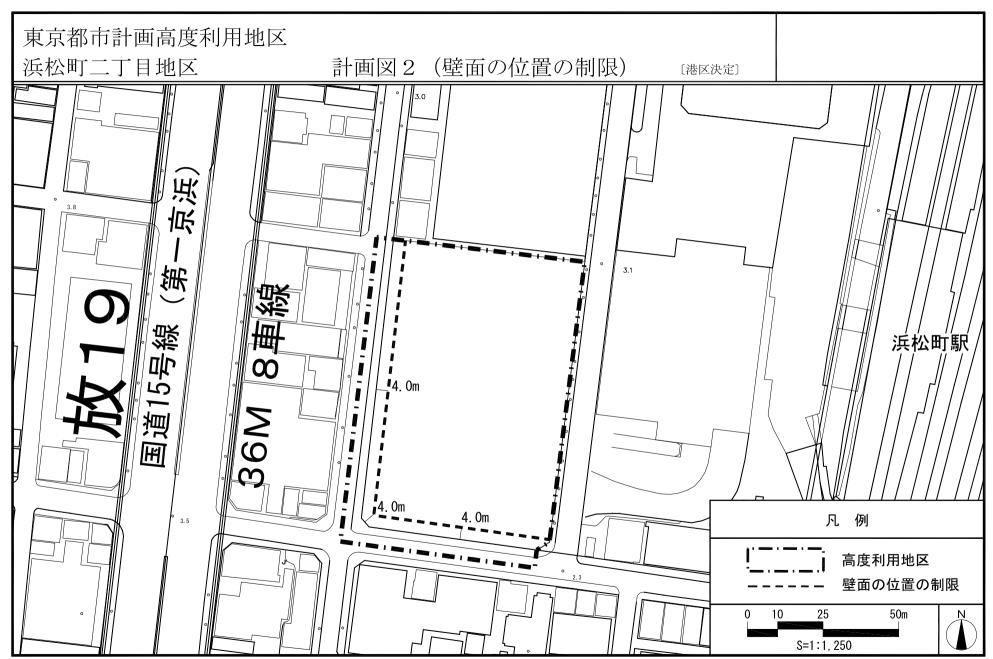
理由: 浜松町駅西口地区地区計画の変更及び浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の 更新を図るため、高度利用地区を変更する。

変更概要

番 号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考	
1	港区浜松町二丁目地内	指定なし	高度利用地区 (浜松町二丁目地区)	約 ha 0.7	追加	(既決定地区) 赤坂・六本木地区 田町駅西口地区 六本木六丁目地区 三田小山町地区 赤坂四丁目薬研坂地区 六本木三丁目地区 浜松町一丁目地区 三田小山町西地区



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第47号・MMT利許第27039号-77) 無断複製を禁ずる。 (承認番号)28都市基街都第109号、平成28年7月11日



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第47号・MMT利許第27039号-77) 無断複製を禁ずる。 (承認番号)28都市基街都第109号、平成28年7月11日